

資料番号	R5-補-008
提出日	2023年12月12日

リサイクル燃料備蓄センター
使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書
(補足説明資料)

たて起こし架台と仮置き架台の改造について

令和5年12月

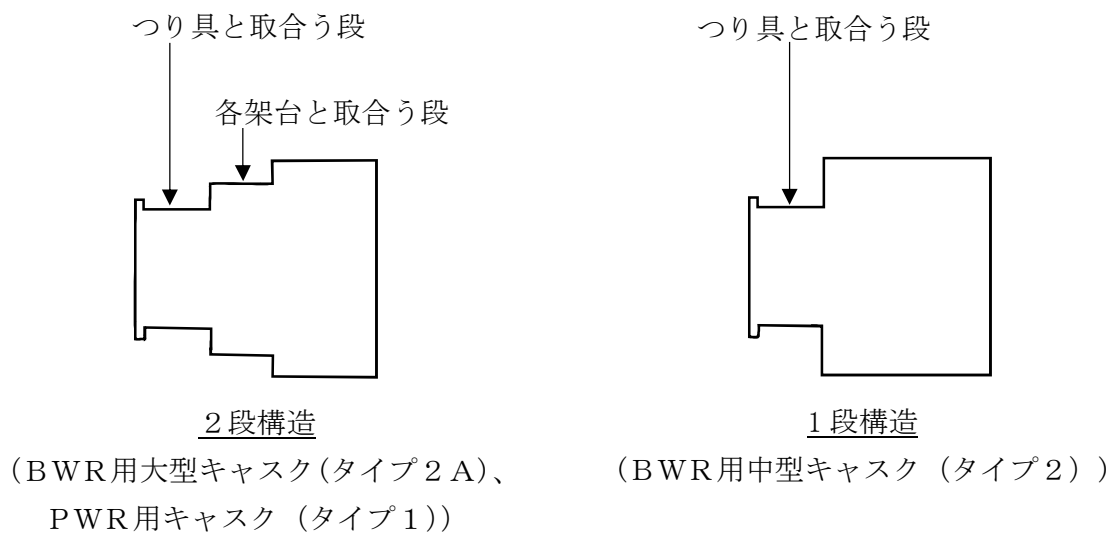
リサイクル燃料貯蔵株式会社

1. たて起こし架台と仮置き架台の改造

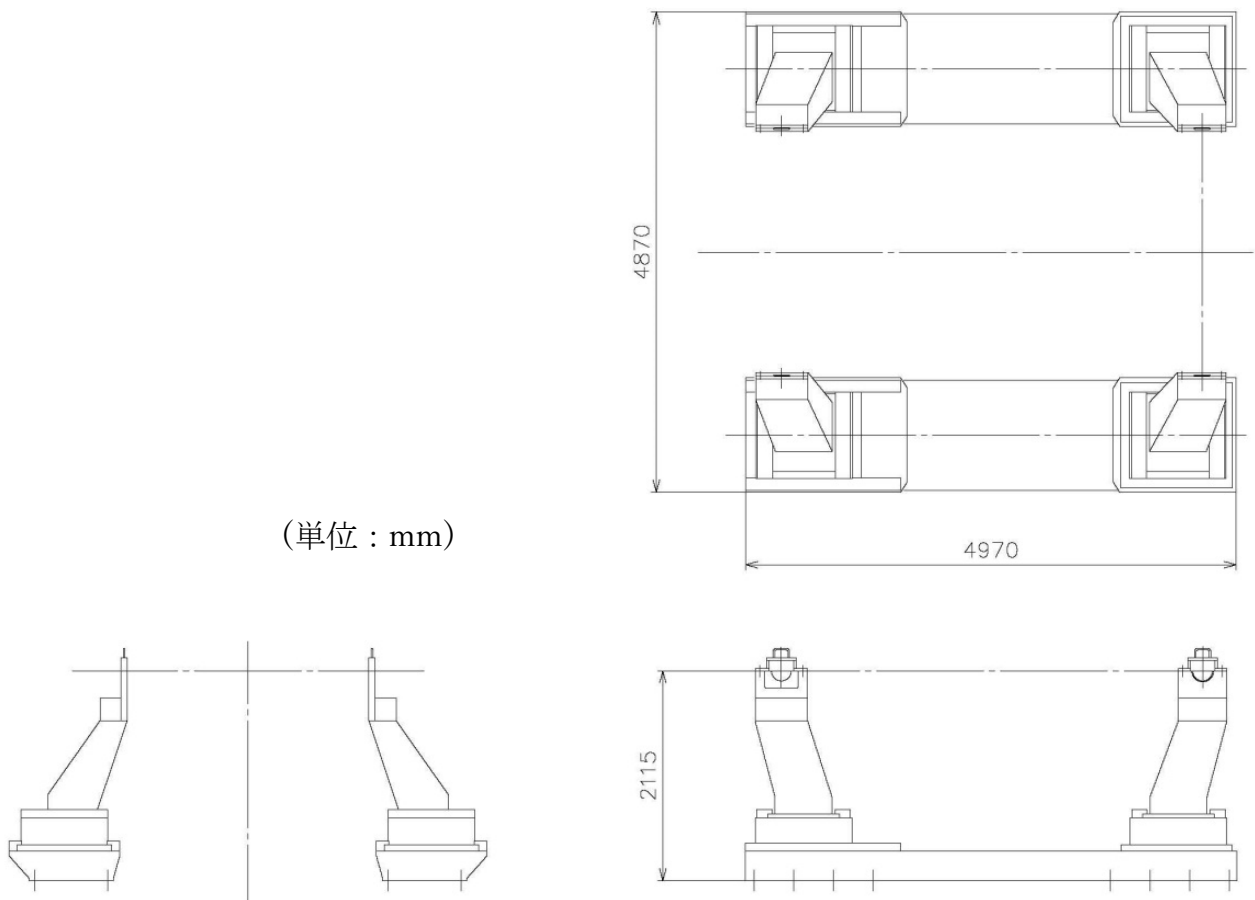
BWR用大型キャスク（タイプ2A）とPWR用キャスク（タイプ1）の上部トラニオンは2段構造になっている一方で、BWR用中型キャスク（タイプ2）の上部トラニオンは他のキャスクと違い、1段構造になっている（図－1参照）。そのため、たて起こし架台及び仮置き架台7基（以下「各架台」という。）のキャスク上部側の架台支持脚の構造を、金属キャスクの上部トラニオン構造の違いに対応するように改造する。

改造は、各架台の金属キャスクの上部側の架台支持脚を、BWR用中型キャスク（タイプ2）に対応する支持部として、キャスクの胴を支える構造の支持部を新たに設計・製作するものである。（図－2－1、2参照）

BWR用大型キャスク（タイプ2A）やPWR用キャスク（タイプ1）を取扱う時は、既設の構造の各架台を使用し、BWR用中型キャスク（タイプ2）を取扱う時は使用する各架台の架台支持脚を新たに設計・製作する支持部に交換して使用する。

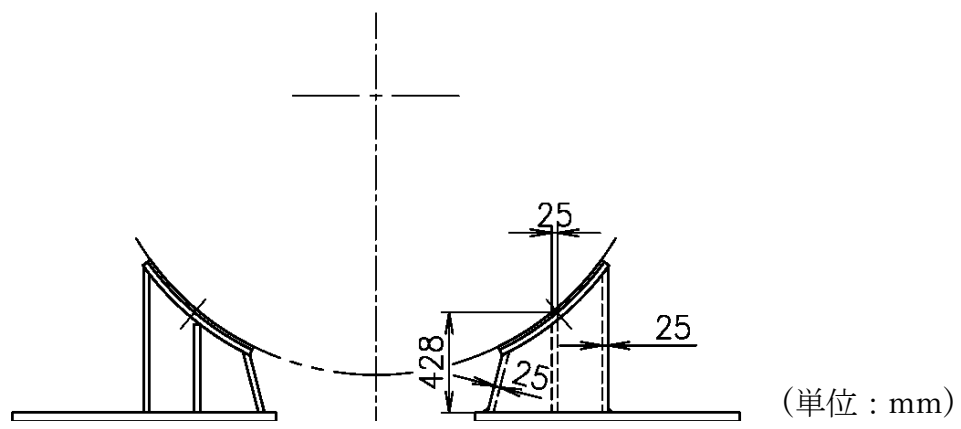


図－1 上部トラニオン模式図



(単位 : mm)

図-2-1 たて起こし架台構造図 (例 : BWR用大型キャスク (タイプ2A))



(単位 : mm)

図-2-2 架台胴受け部の形状図 (BWR用中型キャスク (タイプ2))

2. 改造と事業変更許可申請

1. に示すように、金属キャスクの上部トラニオンの構造に応じて対応する各架台の支持部の構造は異なるものの、キャスクの取り扱い（つり上げ、移送、つり下げ、たて起こし等）には特に変更はない。また、既許可時と同様に、BWR用中型キャスク（タイプ2）やPWR用キャスク（タイプ1）が対応するたて起こし架台へ転倒したとしても、基本的安全機能に影響がないことを評価して確認している。これらの確認を含めて、事業変更許可申請書の本文、添付書類の記載に変更はないことを基本設計段階で確認して申請を行った。

申請に際しては、規則基準への適合性を説明する補足説明資料である適合性説明資料の規則第14条（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）に係る説明において、たて起こし架台への転倒評価を記載している。

3. 後段規制

各架台は設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）を受けて設置しているものであり、今後、耐震評価や津波襲来時の影響評価を含めた各架台の詳細設計を行い、設工認の変更の手続きを行う。設工認を受けているその他の受入施設については、今回の事業変更許可申請を受けた設工認の変更はない。

なお、貯蔵架台についても、BWR用中型キャスク（タイプ2）やPWR用キャスク（タイプ1）を貯蔵する際には各キャスクに対応した構造である必要があることから、設工認の変更の手続きを行う。

各架台の支持部の交換作業は手順を定めて実施する。上記の通り、キャスクの取り扱いに変更がないことから、保安規定の変更は不要と考えられるが、設工認を踏まえて、運用上の要求事項の下部規定への反映について検討することとする。

以 上